

## 1 社会福祉法人に対する特別監査

度重なる一般監査によっても、改善の措置が認められないときや運営等に重大な問題や不祥事の発生が確認されたときは、社会福祉法第56条に基づき、特別監査を実施します。

特別監査の結果、改善を要すると認められた事項については、一般監査後の措置に準じ、後日文書によってその旨の通知を行い、その改善状況について、文書により報告を求めます。改善報告若しくは改善計画が期限内に提出されないとき、又は改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、若しくは改善を怠っていると認められるときは、法令の定めるところにより、改善勧告又は行政処分を行うための手続を進めます。

なお、令和3年度に特別監査を行った社会福祉法人は1法人でした。

## 2 介護保険サービスに対する監査

介護報酬の請求や介護給付等対象サービスに不正が疑われる場合には、介護保険法第76条、第90条及び第115条の33第1項等に基づき、監査を実施します。

監査の結果、不正請求や虚偽報告などの不正が判明した事業者に対しては、介護保険法第77条、第92条及び第115条の9等に基づき、指定居宅サービス事業所（介護予防を含む。）及び指定介護老人福祉施設等の「指定の取消し」等の処分や「改善勧告」を行います。

令和3年度に監査を行った事業所は、8件でした。

また、令和3年度に勧告を行った事業は3件、処分を行った事業は2件ありました。

### (1) 令和3年度 監査実施件数

| 訪問介護事業 | 通所介護事業 | サービス付き<br>高齢者向け住宅 | 特定施設入居者生活介護<br>事業（介護予防を含む） | 介護老人<br>福祉施設 | 合計 |
|--------|--------|-------------------|----------------------------|--------------|----|
| 2件     | 1件     | 1件                | 2件                         | 2件           | 8件 |

### (2) 令和3年度 勧告件数

| 通所介護事業 | 特定施設入居者生活介護<br>事業（介護予防を含む） | 合計 |
|--------|----------------------------|----|
| 1件     | 2件                         | 3件 |

### (3) 令和3年度 勧告事例

| サービス種別 | 通所介護事業  |
|--------|---|
| 勧告理由   | <p>【業務管理体制の不備】<br/>法人代表者が書類の偽装を従業者に指示するなど、法令等遵守に向けた組織的な取組態勢等が有効に機能していない。<br/>ほか</p> |

【根拠法令等】

介護保険法第115条の34第1項

|        |   |
|--------|---|
| サービス種別 | 特定施設入居者生活介護事業（介護予防を含む）  |
| 勧告理由   | <p>【高齢者虐待防止について】<br/>区による虐待認定があり、監査においても虐待根絶の取り組みが不十分であることが確認された。</p> <p>【管理者の責務について】<br/>提供したサービスの具体的な内容や利用者の心身の状況等について、サービス提供の記録には記載されていない事例が多数あった。</p> |

【根拠法令等】

介護保険法第76条の2第1項

介護保険法第115条の8第1項

#### (4) 令和3年度 処分件数

| 訪問介護事業         | 通所介護事業 | 合計 |
|----------------|--------|----|
| 1件<br>(指定取消相当) | 1件     | 2件 |

#### (5) 令和3年度 処分事例

| サービス種別    | 通所介護事業   |       |            |
|-----------|--|-------|------------|
| 監査実施までの経緯 | 区が行った実地指導及び監査の結果を受け、都が監査を実施した。   |       |            |
| 処分理由      | <p>【不正請求】<br/>看護職員の未配置の日があるにもかかわらず、看護職員を配置していたかのように、タイムカード等を偽装し、これらを基に介護給付費を不正に請求し、受領した。</p> <p>【虚偽報告】<br/>区が実施した実地指導及び監査において、看護職員のタイムカード等について、常に看護職員の配置があったかのように改ざんし、看護職員が出勤していたこととして、区に提出した。<br/>また、区が実施した監査において、賃金台帳等について、実際に支払った毎月の給与額よりも水増しした給与額を記載し、看護職員が出勤していたこととして、区に提出した。</p> |       |            |
| 措置        | 指定の一部の効力の停止6か月<br>(新規の利用者の受入れ停止)   | 不正受領額 | 約 1,300 万円 |

【根拠法令等】

介護保険法第77条第1項第6号及び7号

生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第51条第2項第4号及び第5号

| サービス種別    | 訪問介護事業  |       |          |
|-----------|---|-------|----------|
| 監査実施までの経緯 | 区が行った実地指導の状況報告を受け、都が監査を実施した。  |       |          |
| 概要        | <p>【運営基準違反】<br/>法人代表者兼管理自らの指示により、1,285回、元のサービス提供記録を破棄し、虚偽のサービス提供記録を作成した。</p> <p>【不正請求】<br/>虚偽のサービス提供記録に基づき、不正に介護給付費等を請求し、受領した。</p> <p>【居宅サービス等に関する不正又は著しく不当な行為】<br/>介護職員処遇改善加算の実績報告において、介護職員以外の者に賃金改善を行ったにもかかわらず、介護職員を対象に賃金改善を行ったと虚偽の実績を報告した。また、既に退職した職員をサービス提供責任者とする虚偽の変更届を提出した。</p> |       |          |
| 措置        | 指定取消相当<br>(措置前に廃止)  | 不正受領額 | 約 564 万円 |

## 【根拠法令等】

介護保険法第77条第1項第4号、6号及び11号該当

生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第51条第2項第4号該当

### 3 障害福祉サービス等に対する監査

法令・基準条例等の違反、自立支援給付に係る費用等の不正請求又は不適切な福祉サービスの提供が明らかな場合には、監査を実施します。

監査の結果、不正等が判明した事業者に対しては、障害者総合支援法第49条、第50条等に基づき、指定障害福祉サービス事業者等の「指定の取消し」等の処分や「改善勧告」を行います。

令和3年度に監査を行った事業所は1か所でした。

また、令和3年度に処分を行った事業所が1か所ありました。

#### 主な処分等事例

| 種 別               | 就労定着支援   |       |                              |
|-------------------|--|-------|------------------------------|
| 監査実施<br>までの<br>経緯 | <p>実地指導を行った結果、指定申請時に届出があった事業所の所在地に指定時（事業開始時）から事業所の実態を確認することができなかった。加えて、人員配置にも欠如が疑われたことから、監査を実施した。</p>  |       |                              |
| 処分理由              | <p>【不正の手段による指定申請】</p> <p>事業者指定申請に際し、指定日以降において、指定申請書の事業所所在地と異なる所在地で指定就労定着支援の事業を実施すること及び指定申請書の事業所所在地と異なる所在地で指定就労定着支援の事業を実施する事業所のサービス管理責任者の員数が指定基準に定める人員基準を満たさないことについて、法の趣旨に反する指定申請を行い、障害者総合支援法第29条第1項の指定を受けた。</p> <p>【不正請求】</p> <p>指定日以降、指定申請書の事業所所在地と異なる所在地で指定就労定着支援の事業を実施する事業所のサービス管理責任者の員数が指定基準に定める人員基準を満たしていなかった。</p> <p>それにもかかわらず、サービス管理責任者欠如減算を行わず給付費を不正に請求し、受領した。</p> |       |                              |
| 措 置               | <p>指定の一部効力停止<br/>（新規利用者の受入<br/>れを停止すること）<br/>（6か月間）</p>  | 不正受給額 | <p>約520万円<br/>（処分時点の確認額）</p> |

【根拠法令等】障害者総合支援法第50条第1項第5号及び第8号該当

## 4 児童福祉施設等に対する特別指導検査等

児童福祉施設や認可外保育施設等が法令に違反するなど、その運営が著しく適正を欠くために、施設運営に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑われる場合には、特別指導検査等を実施します。

特別指導検査の結果、児童福祉施設の設備又は運営が児童福祉法第45条第1項の基準に達しないときは、同法第46条第3項に基づく改善勧告や改善命令、また、基準未達成に加え、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、同条第4項に基づく事業の停止命令を行い、児童福祉法やこれに基づき発する命令等に違反したときは、認可を取り消すことができます。

認可外保育施設については児童福祉法第59条に基づき、児童の福祉のため必要があると認められるときは、改善勧告やその事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができます。

また、幼保連携型認定こども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第20条、第21条及び第22条に基づき、同法等の規定に違反する場合、園児の教育上又は保育上有害であると認められる場合等は、改善勧告、改善命令、事業停止命令及び認可の取り消しを行うことができます。

令和3年度に特別指導検査等を行った児童福祉施設等は、児童養護施設が1施設、児童自立支援施設が2施設、認可保育所が98施設、認証保育所が17施設及び認可外保育施設が6施設でした。

また、令和3年度に改善勧告又は行政処分を行った施設等はありませんでした。

## 5 保険医療機関等に対する監査

医療保険の診療報酬請求に不正が疑われる場合には、社会保険を所管する関東信越厚生局と共同で監査を実施しています。

### (1) 令和3年度 監査実施状況

| 医科 | 歯科 | 保険薬局 | 柔道整復 | 合計  |
|----|----|------|------|-----|
| 8件 | 5件 | 2件   | 3件   | 18件 |

※平成31年度以前からの監査継続案件で、令和2年度にも監査を行った案件を含みます。

### (2) 令和3年度 処分等状況

|                |              |
|----------------|--------------|
| 医科保険医療機関の指定の取消 | 3件（取消相当を含む。） |
| 歯科保険医療機関の指定の取消 | 5件（取消相当を含む。） |
| 受領委任の取扱の中止     | 1件           |

### (3) 主な処分等事例

| 種 別       | 医科保険医療機関  |
|-----------|---|
| 監査実施までの経緯 | 情報提供により、個別指導を実施したところ、開設者（医師）が当該医療機関に不在時の診療体制について明確な回答が得られなかったことから個別指導を中断した。その後、患者調査を行ったところ、無診察による不正な診療報酬請求が強く疑われたことから、指導を中止し、監査を実施した。 |
| 処分理由      | 医師が自ら診察していないにもかかわらず、診療報酬を請求していた。<br>保険診療と認められていない自己診療を請求していた。   |
| 措置        | 保険医療機関の指定取消   |

| 種 別       | 歯科保険医療機関  |
|-----------|---|
| 監査実施までの経緯 | <p>患者の家族からの情報提供により個別指導を実施したところ、診療録と歯科技工指示書及び歯科技工納品書等の確認ができないもの等があり、当該歯科医師に説明を求めたところ、行っていない歯冠修復等の診療報酬を請求した旨の回答があったため個別指導を中断し、患者調査を実施した。その後、個別指導を再開し、患者調査結果に係る診療録及び関係書類等の精査結果について当該歯科医師に確認したところ、不正請求及び診療録の不実記載について認めたことから、指導を中止し、監査を実施した。</p> |
| 処分理由      | <p>実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。<br/>実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。 他</p>   |
| 措置        | <p style="text-align: center;"><b>保険医療機関の指定取消、保険医の登録取消</b></p>  |

【根拠法令等】健康保険法等

| 種 別       | 柔道整復施術所  |
|-----------|--|
| 監査実施までの経緯 | <p>保険者から当該施術所の療養費の請求について疑義があるとの情報提供があり、個別指導を実施したところ不正請求を認めため、指導を中止し、監査を実施した。</p> |
| 処分理由      | <p>実際には行っていない施術を行ったとして施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していた。 他</p>                             |
| 措置        | <p style="text-align: center;"><b>受領委任の取扱中止</b></p>                              |

【根拠法令等】受領委任の取扱規程等

## 6 生活保護法の指定医療機関に対する検査

医療扶助に係る診療内容及び診療報酬について、不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由等があるときは、検査を実施します。

検査の結果、不正等が判明した指定医療機関に対しては、生活保護法第51条第2項に基づき、指定医療機関の「指定の取消し」等の処分を行うことができます。

なお、令和3年度に検査を行った指定医療機関はありません。